

信用補完制度の現状と課題

2004年12月17日

中小企業庁

(目 次)

・信用補完制度の概要と役割

・信用補完制度の仕組み	…	1
・信用保証協会の概要	…	2
・全国信用保証協会連合会の役割	…	3
・保険の体制と業務実態	…	4
・主要な保証制度	…	5
・保証と保険の関係	…	11
・保証料と保険料について	…	12
・保証割合と保険の填補率について	…	13
・信用補完制度の役割	…	14
・保証制度の利用状況	…	15

・信用補完制度の現状と課題

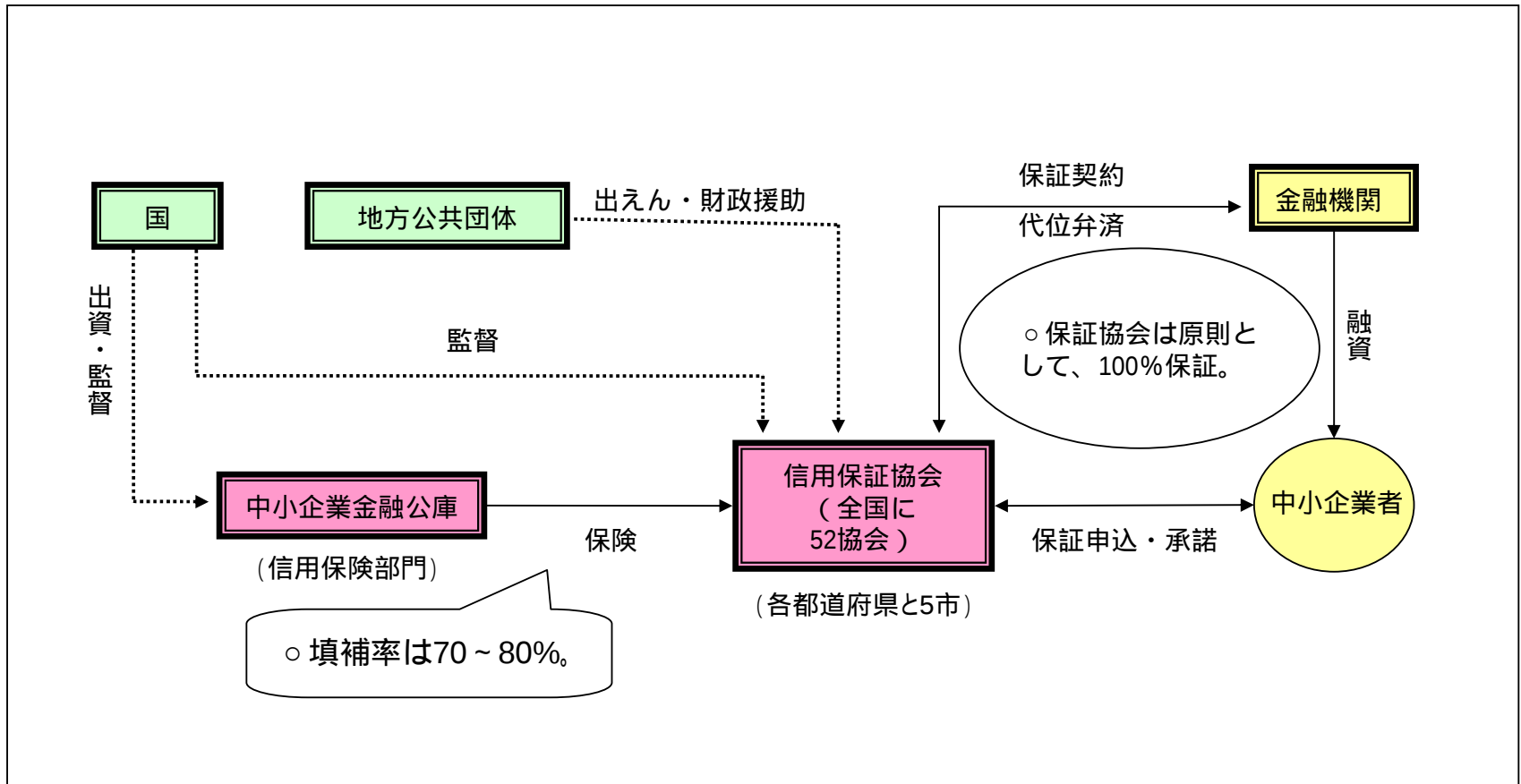
・金融環境の変化	…	19
・中小企業金融の現状	…	20
・中小企業金融の担い手の多様化	…	24

・信用保証協会の業務体制	…	25
・信用保証協会の人材	…	26
・再生支援に対する取組と制約	…	28
・信用保証協会と民間金融機関の関係	…	30
・信用保証協会の審査	…	34
・信用保証協会の回収	…	36
・信用補完業務のシステム化推進	…	37
・共同データベース機関とリスク審査モデル	…	38
・信用補完制度に関する収支状況	…	40
・各協会の状況	…	41
・地方公共団体の財政援助	…	43
・保険収支の推移と国の関与	…	44
・諸外国の保証制度との比較	…	46
・信用補完制度に係る検討課題	…	47

(注) 本資料に掲載される図表については、信用保証協会連合会、及び中小企業金融公庫の統計データに基づき、中小企業庁が作成。

.信用補完制度の概要と役割

信用補完制度の仕組み



信用保証協会の概要

1. 信用保証協会の沿革

(1) 地方公共団体により設立された協会

昭和12年、東京府、市、商工団体、金融機関等の出資金により、我が国初の信用保証協会が設立される。その後、昭和23年の中小企業庁設立を契機として、各地公体にて保証協会の設立が活発化。その後も、地公体は保証協会に対する、継続的な財政支援を実施。

(2) 信用保証協会法の制定

昭和28年に、組織形態の統一化、信用保証という公的要素の強い業務を行う主体の法的位置付けを明確化することを目的に、信用保証協会法が制定され、認可法人となる。

(3) 信用保証と信用保険の関係強化

信用保証と信用保険の両機能の関係強化を図るため、昭和33年に中小企業信用保険公庫(現:中小公庫保険部門)設立。これに伴い、「融資保険」に代わって、保証協会の保証のみを信用保険に適用する「包括保証保険」へ移行。

全国信用保証協会連合会の役割

1. 設立経緯等

昭和26年1月、各保証協会間の業務運営及び連絡協調を図る任意団体として全国信用保証協会協議会が設立され、昭和30年に現在の社団法人全国信用保証協会連合会(連合会)に改組。

2. 機能

信用保証業務、中小企業金融に関する調査研究を行うこと。

各保証協会の連絡提携を図ること。

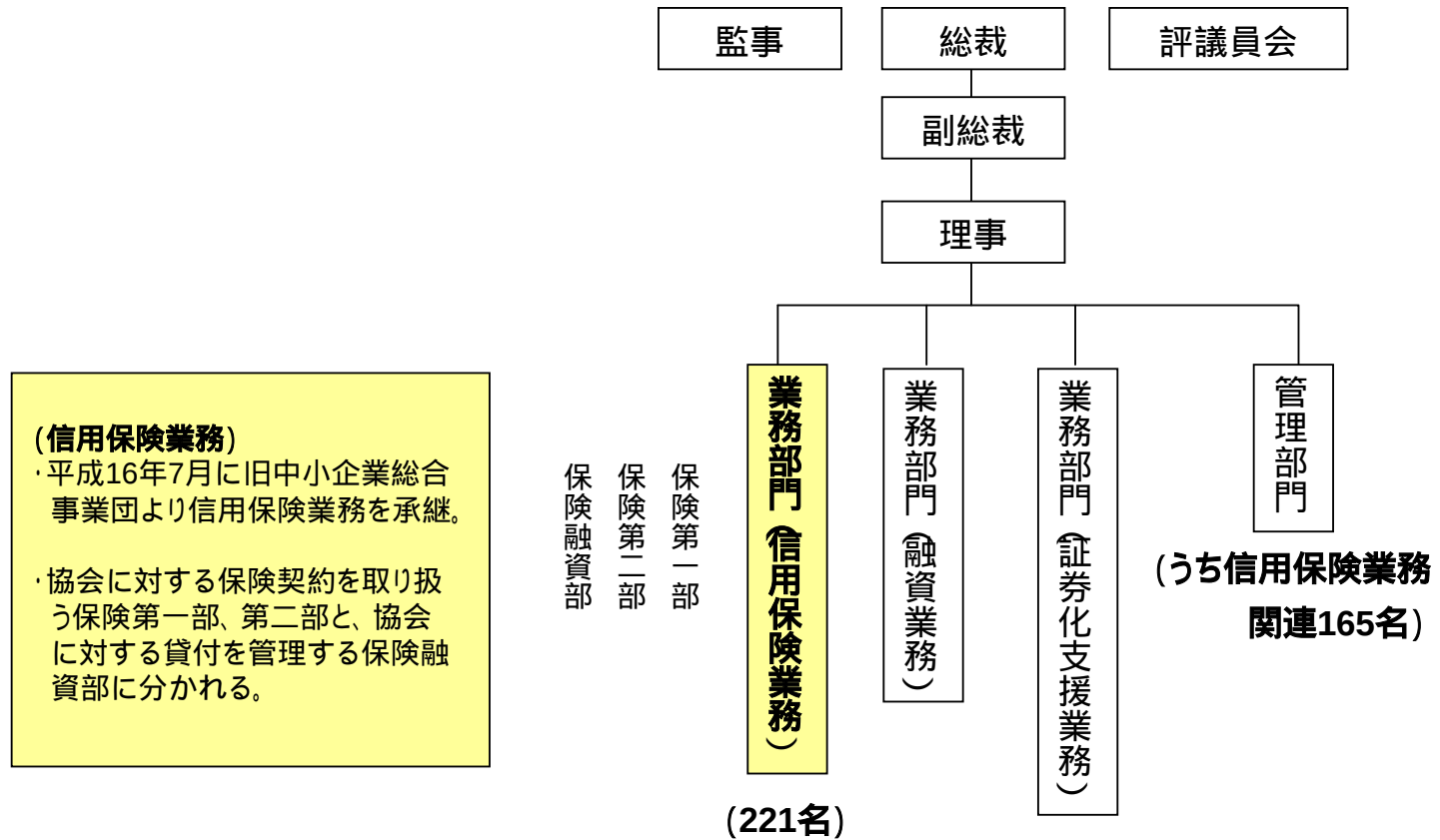
関係省庁に対する建議、答申、連絡をすること。 等

3. 今後期待される役割

- ・協会のとりまとめ役として、調整能力を強化すること。
- ・信用補完制度の状況把握、施策立案等のため、全体の統計、データを効率的に把握すること。

保険の体制と業務実態

1. 中小企業金融公庫の組織機構



主要な保証制度

1. 保証制度の商品

大別して、以下の4つに分類することができる。いずれも、信用保険の付与が前提となっている。

(1) 全国的制度

- ・国主導で全国共通の制度として創設され、保険法上も個別に保険種が定められている保証制度(特別保証、セーフティネット保証、売掛債権担保融資保証等)。

(2) 地公体制度

- ・地公体が、独自の要件(後述の例参照)を付して行う保証制度。全国で4,000を超える制度が存在。また、第三者以外の保証人が必要となる制度も少なくない。
- ・協会に対する損失補償や、中小企業者に対する保証料補給等、財政支援を伴うことが多い。
- ・地公体制度は、優良中小企業の活用が多いと推測されるが、制度の中には、非常に高い代位弁済率の制度も存在。

(3) 金融機関との提携保証制度

- ・金融機関と協会との提携商品。
- ・代位弁済率に応じて、金融機関から損失補償や負担金を受ける制度等がある。

(4) 協会独自制度

- ・協会が、独自の要件(後述の例参照)を付して行う保証制度。全国で1,000を超える制度が存在。
- ・特定の融資を対象とした保証料が割安な制度等がある。

2. 全国的制度の例

金融安定化特別保証制度(特別保証制度)

平成10年の金融危機に際し、金融機関の貸し渋り対策として導入された特別制度(一般保険の特例)。危機対策として、一定の要件を満たせば保証承諾を行う柔軟な対応を実施。総額30兆円の保証枠を設定。なお、同制度は平成13年3月末をもって廃止されており、今後の保険収支に与える影響は平成13年度をピークに減少傾向。

【実績】保証承諾件数：約172万件 融資実行金額：約 28兆9千億円

代位弁済件数：約19万件 代位弁済金額：約 2兆1千億円 (制度創設～平成16年10月末現在累計)

セーフティネット保証制度

災害や取引金融機関の破綻等の環境変化により、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、保証限度額の別枠化等優遇された条件にて保証を行い、資金面から経営の安定化を支援する制度(一般保険の特例)。対象は、大型倒産の発生(1号)、取引先企業等のリストラ等(2号)、突発的災害等(自然災害等)(3号、4号)、不況業種(5号)、金融機関の破綻(6号)、金融機関の相当程度の経営合理化(7号)、整理回収機構への貸付債権の譲渡(8号)、により大きな影響を受ける場合。

【具体例】新潟県中越地震、足利銀行の破綻、三菱自動車のリストラ、BSE、鳥インフルエンザ等

【実績】保証承諾件数：約43万8千件 融資実行金額：約 7兆円 (平成13年1月～平成16年10月末現在累計)

特定社債保証制度(私募債保証制度)

平成12年2月創設(新規保険)。中小企業者の資金調達手段の多様化を図るため、一定の財務要件を満たす中小企業者が発行する社債(私募債)について保証を行う制度。保証割合は90%。

【実績】保証承諾件数：10,017件 社債発行金額：約 8,818億円

代位弁済件数：77件 代位弁済金額：約 74億円 (いずれも制度創設～平成16年10月末現在累計)

売掛債権担保融資保証制度

平成13年12月創設(新規保険)。資金調達の円滑化・多様化を図るため、中小企業者が売掛先に対して保有している売掛債権を担保とし、金融機関が行う融資について保証を行う制度。保証割合は90%。

【実績】保証承諾件数：21,544件 融資実行金額(推定)：約 6,451億円

代位弁済件数：42件 代位弁済金額：約 8億円 (いずれも制度創設～平成16年10月末現在累計)

事業再生保証制度(DIP保証制度)

平成14年12月創設(既存保険の利用)。中小企業者の事業の再建の円滑な進捗を図るため、法的再建や私的整理ガイドラインに基づく再建の途上にある中小企業者への融資について保証を行う制度。保証割合は80%。

【実績】保証承諾件数：17件 融資実行金額：約 2億6千万円

代位弁済件数：0件 代位弁済金額：0円 (いずれも制度創設～平成16年10月末現在累計)

2. 地公体制度の例

高病原性鳥インフルエンザ緊急資金〔京都信用保証協会等〕

鳥インフルエンザの被害に遭い、経営の安定に支障をきたしている企業が対象。全国的な制度であるセーフティネット保証制度を利用し、地公体による保証料補給の財政支援を加え、より中小企業が利用しやすい制度としている。

あおぞら再生粒子状物質減少装置導入資金〔埼玉県信用保証協会〕

環境保護の観点から、同装置の購入と資金用途を限定。保証料補給等の財政支援を加え、環境保護に取り組む中小企業を支援する制度。

3. 提携保証制度の例

元気フクオカ資金(クイック保証)〔福岡県信用保証協会〕

平成15年12月創設。地域中小企業への無担保・第三者保証人不要の融資を迅速に提供することを目的とし、福岡県・協会・地域金融機関が提携した保証制度。3日程度の迅速な審査を実施。保証割合は100%であるが、取り扱い停止の条件を定め、また、当該制度の債務平均残高に応じた補助金を福岡県・金融機関が協会に対して支払う。

【実績】保証承諾件数：2,653件 融資実行金額：42,325百万円 （制度創設～平成16年3月末現在累計）

なお、同様に迅速な保証審査を行う金融機関と提携した保証制度は最近導入が進み、全協会では何らかの形で実施されている（平成16年11月現在）。

いぶき(企業再生保証)〔岡山県信用保証協会〕

平成16年7月創設。破綻懸念先等、現状の業況が苦しいものの、独自の優れた技術等を持ち再建が見込まれる中小企業者の再生を支援することを目的とした保証制度。保証割合は100%であるが、期中の代位弁済率(代位弁済額/期中平均残高)に応じて、金融機関が協会に対し事務補助金を支払う形で、リスク分担を行っている。

【実績】保証承諾件数：6件 融資実行金額：367百万円 (制度創設～平成16年11月末現在累計)
再生に取り組む中小企業者を対象とした提携保証制度は、7協会で実施されている(平成16年11月現在)。

東京都CLO(保証協会保証付き) 全5回実施〔東京信用保証協会〕

優れた中小企業者の資金調達の多様化を図り、東京の産業活性化を目指す「東京都債券市場」に基づき、東京都と保証協会が連携して、協会保証付き債権の証券化を実施。保証割合は100%。

【実績】参加企業数：7,499件 発行総額：約 2,714億円 代位弁済金額：43億円
(第5回までの累計実績)

同様のCLOは全国で過去11回行われており、13協会が関与(複数協会による広域CLOも含むため。)。組成金額総額は、約 4,167億円、参加企業数は、約 12,400社。

なお、100%保証による証券化は、市場に移転するリスクが無く、証券化のメリットが生かされない一方で、証券化コストと保証料負担がかかり、中小企業者に余計な負担となる等の問題がある。

【提携保証制度に見られる金融機関とのリスク分担について】

提携保証制度において金融機関とのリスク分担を実施する制度も見られる。その形態は、主に以下の通り。

代位弁済金額に一定の割合を乗じて拠出を求める。

例：代位弁済金額の10%を事務補助金として、金融機関から協会に支払う。

代位弁済率が一定の割合を超えた場合、保証債務残高に応じて拠出を求める。

例：代位弁済率が1.5%を超えた場合、 $(\text{代位弁済率} - 1.5\%) \times \text{保証債務平残}$ を金融機関から協会に支払う。

代位弁済率が一定の割合を超えた場合、その金融機関の取扱を停止する。

等

なお、拠出形態としては、金融機関等負担金、事務補助金、損失補償等が挙げられる。

4. 協会制度の例

長期経営資金保証制度〔多数の協会〕

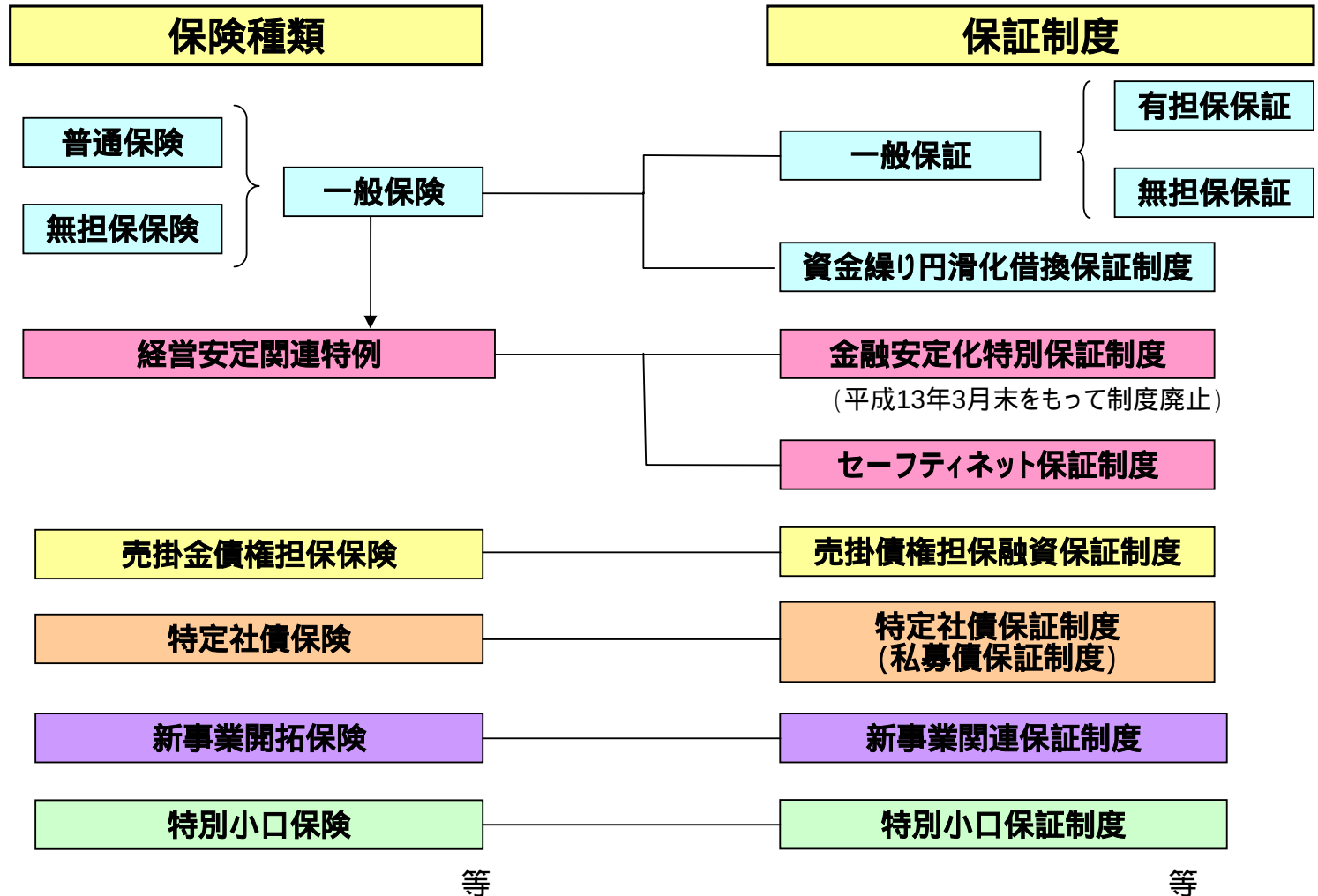
民間金融機関では、取り扱いにくい長期資金(5年～20年)について、事業歴3年以上、直近2期決算で黒字を計上、債務超過ではない等、協会ごとに一定の申込要件を付して、保証を行う制度。

短期資金特別保証制度〔多数の協会〕

賞与資金や決済資金等が必要となる、お盆や年末の季節的な運転資金を支援する保証制度。受付期間の限定、保証期間6ヶ月以内、業歴3年以上、直近決算での経常利益計上等の申込要件を付与するが、無担保、かつ、通常より低い保証料にて保証を実施。

保証と保険の関係

各保証制度は、協会と中小公庫の間に結ばれている包括保証保険約款に基づき、各種保険に付される。



保証料と保険料について

1. 保証料率

・保証料率については、制度上は各協会が独自の判断にて設定する仕組み。ただし、金融危機に際して、全国的に一定の保証料の目処を示す観点から、通達により基本的な保証料率は有担保1.25%、無担保1.35%としている。

2. 保険料率

・保険料率については、法律(中小企業信用保険法)上の上限が定められ(原則3%、ただし、経営安定関連特例は2%が上限)、その具体的な適用料率については、各保険種毎に政令において定められている。

3. 保証料率、保険料率の推移

年度	保証料率	保険料率
平成12年度	(基本保証料率) 1.0%	(普通)0.57% (無担保)0.43%
平成13年度		(普通)0.57% (無担保)0.46%
平成14年度		(普通)0.57% (無担保)0.57%
平成15年度以降	(有担保)1.25% (無担保)1.35%	(普通)0.87% (無担保)0.87%

保証割合と保険の填補率について

1. 保証割合

- ・保証割合については、法律上に特段の規定はない。
- ・ただし、平成14年に中小企業庁が発出した通達において、金融危機の状況に鑑み、当面、部分保証の拡大は凍結することとし、これを踏まえ、中小公庫の保険部門と保証協会とが締結した約款において、売掛債権担保融資保証、特定社債保証等以外の保証は全部保証とする旨が規定されている。
- ・なお、特別小口保険に係る保証だけは、100%保証とすることが、法律上規定されている。

2. 填補率

- ・保険の填補率については、法律上規定されており、その率は、各保険ごと、一律に保険価額（保証金額）の一定割合となっている（普通保険の填補率：70%、無担保保険の填補率：80%）。

信用補完制度の役割

- 信用補完制度は、これまでも、中小企業の資金調達の円滑化のために重要な役割を果たしてきており、次第にその重要性も増している。
- また、例えば、平成10年からの金融危機では、特例措置として緊急避難的に金融安定化特別保証を講じて対応(当該措置は、既に廃止)、中小企業の資金調達の円滑化に大きく貢献。

保証承諾件数:約172万件 融資実行金額:約2兆9千億円

(制度創設から取扱終了の平成13年3月末まで)

- 取引先企業の倒産、地震・台風等の災害、取引金融機関の破綻等の影響により事業活動に著しい支障が生じた中小企業に対しては、セーフティネット保証を発動し、資金調達の下支えを行っているところ。

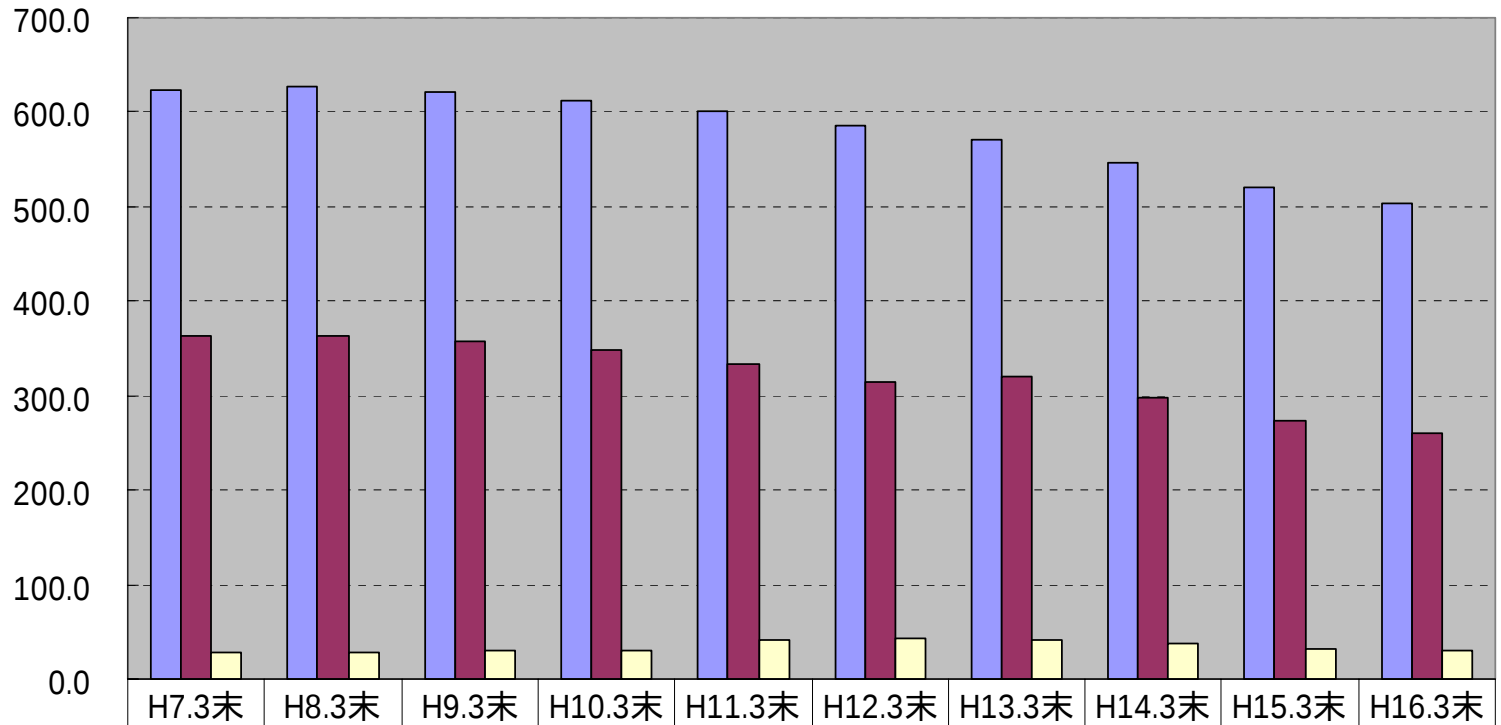
保証承諾件数:約43万8千件 融資実行金額:約7兆円

(平成13年1月から平成16年10月末まで)

保証制度の利用状況

金融機関の総貸出残高、中小企業向け貸出残高、保証債務残高の推移

(兆円)

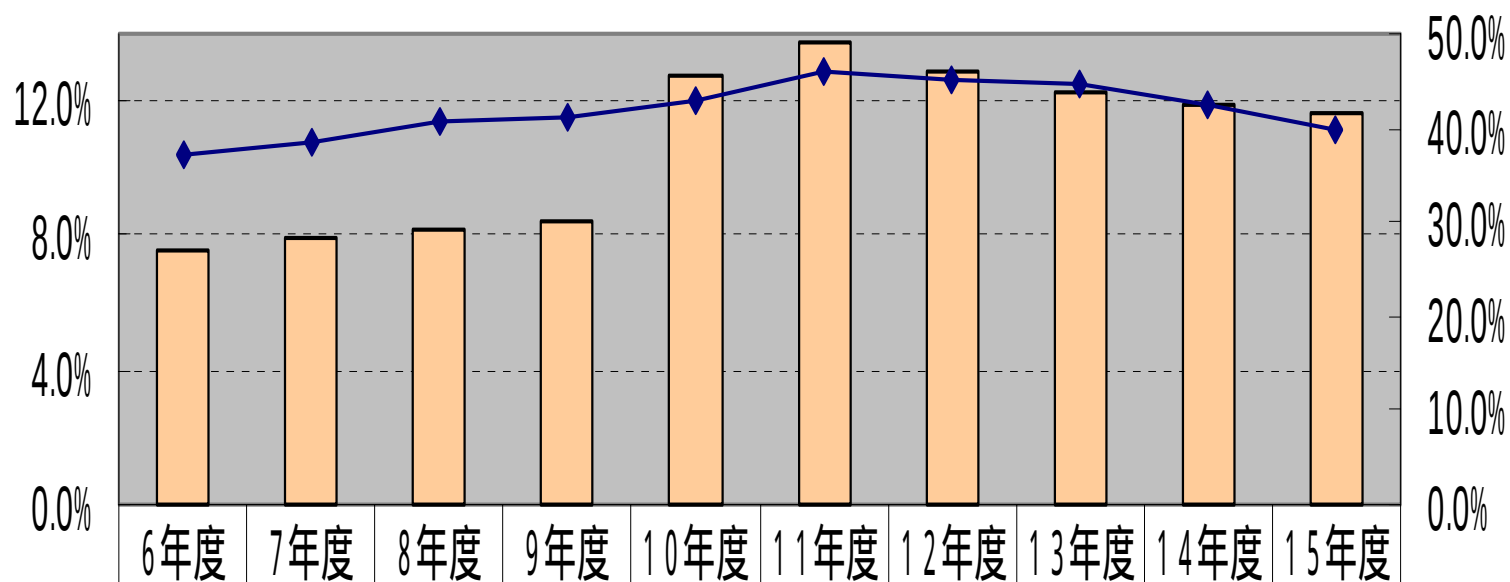


■ 総貸出	624.1	627.3	620.9	613.0	601.2	586.3	571.4	545.9	520.2	503.1
■ 中小企業向け	363.9	363.4	357.4	348.4	333.5	314.0	320.0	297.8	274.0	260.9
■ 保証債務	27.5	28.6	29.2	29.6	42.0	43.0	41.2	36.6	32.6	30.3

(注) 保証債務については、特定社債保証分及び中堅企業特別保証分を含まない。

企業浸透率については、平成10年からの金融危機のピーク時の水準よりは低下しているものの、依然として、金融危機以前よりも高い水準にある。

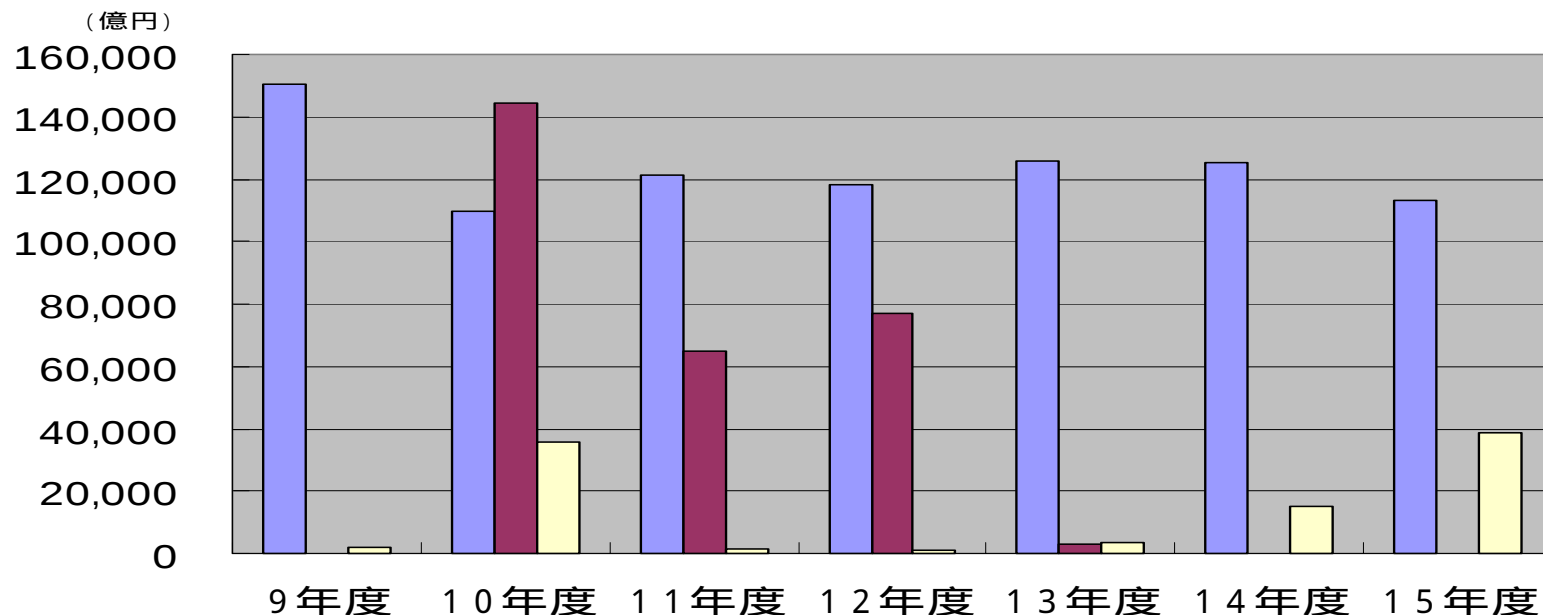
企業浸透率の推移



金額	7.55%	7.88%	8.17%	8.48%	12.73%	13.69%	12.87%	12.29%	11.88%	11.63%
企業数	37.0%	38.4%	40.5%	41.1%	43.0%	45.9%	45.3%	44.9%	42.7%	39.8%

平成10年からの金融危機の影響を受けて、保証承諾額は一時的に急増したものの、現在では、危機以前の水準に戻りつつある。

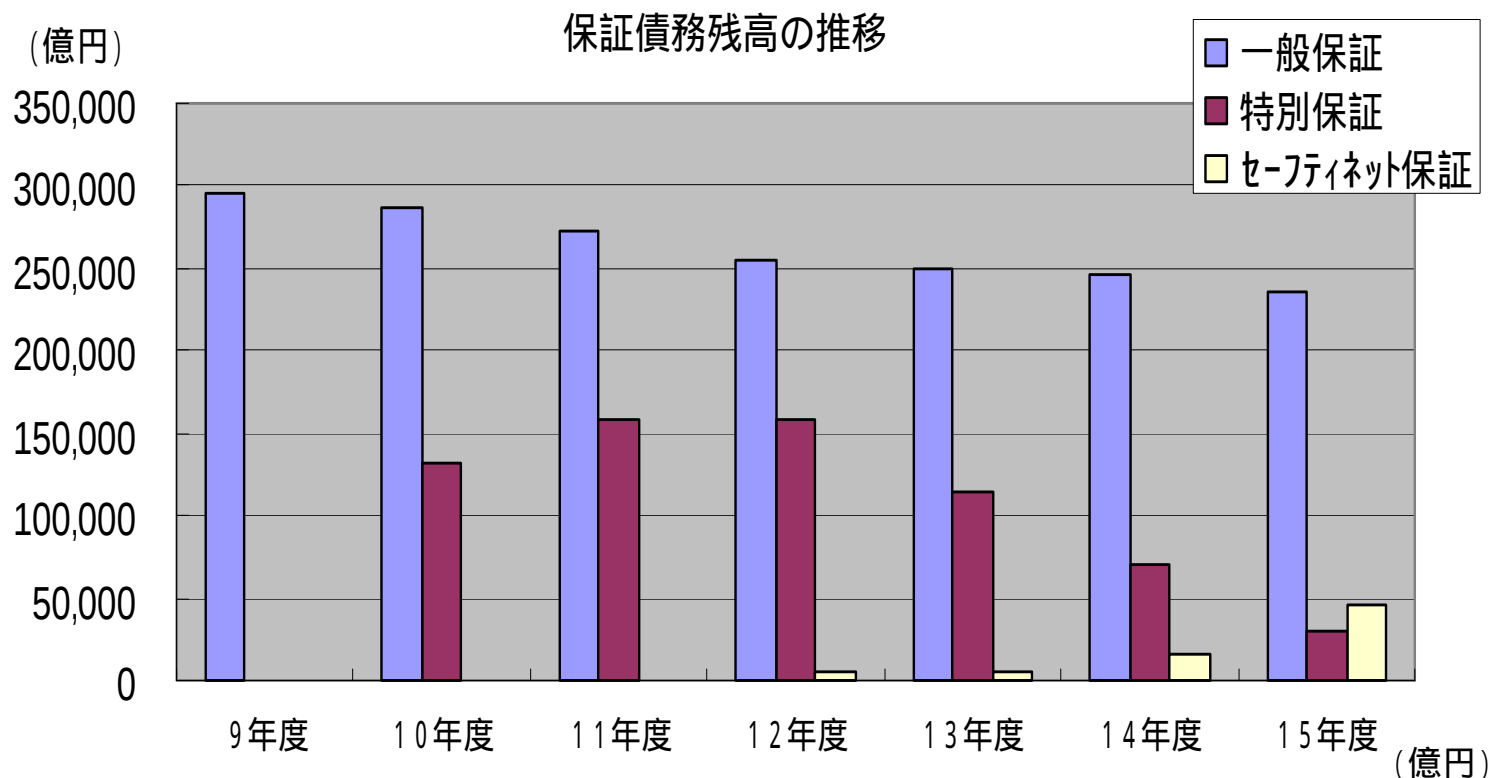
保証承諾額の推移



(単位：億円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
■ 一般保証	150,690	109,611	121,182	118,158	125,745	125,327	113,432
■ 特別保証	0	144,223	65,015	77,084	3,115	0	0
■ セーフティネット保証	2,069	35,831	1,579	1,093	3,399	15,100	38,533
合計	152,759	289,666	187,776	196,335	132,258	140,427	151,965

- ・ 一般保証分の保証債務残高は減少傾向にあるものの、セーフティネット保証の拡充策の実施に伴い、その保証債務残高は増加傾向にある。
- ・ 平成13年3月末に終了した特別保証の残高は、約3兆円まで減少している。



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
一般保証	295,589	287,323	272,038	251,640	249,018	246,652	234,963
特別保証	0	132,594	158,154	158,338	115,167	69,804	30,362
セーフティネット保証	0	0	0	4,619	5,935	15,429	45,697
合計	295,589	419,917	430,191	414,597	370,120	331,885	311,022

セーフティネット保証の残高は、12年度から集計を開始。

.信用補完制度の現状と課題

金融環境の変化

○ 規制緩和の動き

- ・1985年から1993年までに行われた預金金利自由化。
- ・1996年から2001年までの金融システム改革(所謂「日本版金融ビッグバン」)。
- ・2002年4月からのペイオフ一部解禁。
- ・金融庁の発足と、事前調整型から事後監督型への金融行政の変化。

○ バブルの崩壊とメインバンクシステムの変容

- ・バブル崩壊により、金融機関の財務余力が大幅に低下。メインバンクシステムも変容を強いられた。



○ 金融機関を取り囲む環境の変化により、金融機関の行動も大きく変化。

- ・リスク評価手法の客観的活用(財務データ等を基礎とする信用リスクモデルの活用)。
- ・顧客層に応じた対応の変化(ポートフォリオ型融資とリレーションシップバンキング)。
- ・中小企業金融への取組強化(収益分野として、重点的に取り組む。数値目標の設定。)

中小企業金融の現状

中小企業金融の環境変化と取組の二極化

金融機関は、その顧客セグメントによって、中小企業に対する金融手法を2つの方向に分けて実施する動きが見られる。

(1) 金融技術の進歩

金融技術の進歩により、中小企業分野においては、財務諸表等を基礎として予想デフォルト率を算出する技術(リスク審査モデル)が進歩。貸出債権をプール化して管理するポートフォリオ型融資(ビジネスローン等)と呼ばれる商品が開発される。

 **個別相対による融資判断ではなく、財務データ等を重視した審査、
多数企業の一括管理による審査を行う融資。**

…メガバンク、大手地銀が中小企業に対して行っていることが多い。

(2)リレーションシップバンキングを重視する環境変化

平成15年3月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、中小・地域金融機関には、所謂「目利き」によって得られる情報を活用して、融資を行う機能の強化を求められている。

【金融機関の具体的な取組例】

: 創業・新規事業支援機能の強化

…産学官とのネットワーク構築、ベンチャーファンドへの組成や出資、専門部署の設置 等

: 取引先企業への経営相談・支援機能の強化

…ビジネスマッチングの強化、専門部署の設置、外部研修等による人材育成 等

: 事業再生に向けた早期の取組

…企業再生ファンドの組成や出資、DESやDDSの活用、再生支援協議会や整理回収機構との連携強化 等

: 担保・保証人に依存しない融資の促進

…ポートフォリオ型融資の推進、コベナントの活用、証券化の推進、売掛債権担保融資の推進、私募債の推進 等

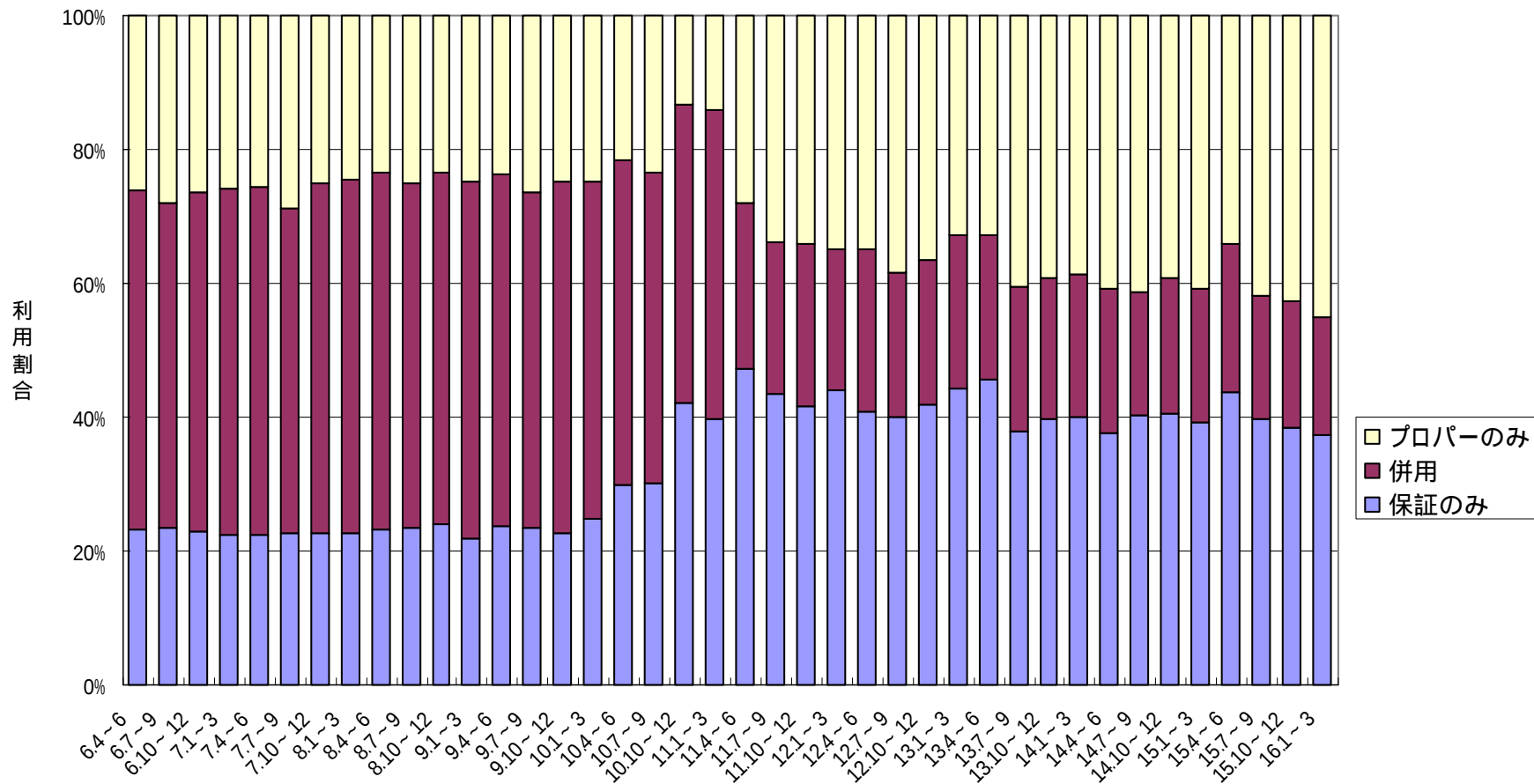


個別相対による融資判断であり、経営者の資質、企業の将来性等の定性的な情報を重視した、オーダーメイド的な審査を行う融資。

…メガバンク、大手地銀は、中規模以上の企業に対して、第二地銀、信金等はメガバンクが多数管理している企業に対して、差別化戦略として行っていることが多い。

平成10年を境として、プロパー借入と保証付借入との二極化が進行。

借入金に対する信用保証付借入れの割合



注：中小企業1社に対して、当該金融機関がプロパーだけで融資しているのか、保証付きだけで融資しているのか、併用しているのかについて調査したもの。

中小公庫が保証先企業に対して行ったアンケート調査によるもの。

経済活性化のための産業金融機能強化策

現 状

対応の方向

具体的対応

担い手

金融機関が
中心

担い手の多様化

事業会社による
資金供給活性化

・信託業法改正と連携し、事業会社が営む信託会社の中小企業向け貸出を、信用保証
・事業会社の中小企業向け貸出の証券化も、中小公庫が支援
【中小公庫法改正】

手法

融資に
大きく依存

手法の多様化

債権の証券化、
出資等の導入促進

・金融機関等の中小企業向け貸付債権を証券化支援(買取・保証等)
【中小公庫法改正】
・ファンドの投資対象の拡大や融資機能の追加【有限責任組合法改正】

リスクへの
対応

不動産担保・人的保証への依存

リスクへの
対応の多様化

担保や人的保証に過度に依存しない金融

・在庫担保等の制度整備
・売掛債権担保融資保証の普及促進
・企業経営者の再起促進制度整備
・企業を財務状況で評価する信用リスクデータベースの整備と活用

経済活性化の実現

特に中小企業金融、地域金融で顕著

多様化という切り口

各省庁・日銀連携して早期実現

中小企業金融の担い手の多様化

中小企業金融の担い手の多様化

中小企業金融の担い手、つまり、中小企業者に資金供給する者には、民間金融機関、政府系金融機関、保険会社、商社、リース会社、ファイナンス会社等が存在。

このうち、信用保険の対象となっている者は、民間金融機関、政府系金融機関等の一部の者に限定されているが(政令で規定。)、その他の者についても対象とし、中小企業金融の裾野を拡大することで幅広いニーズに応え、資金供給の円滑化を促進することが求められている。

【参考】

昨年11月の経済産業省調査に拠れば、中小企業の約5割が、商社、リース会社、ファイナンス会社が新しい金融サービスの提供者となることを期待しているとのこと。

この点、昨年12月に、産業金融機能強化関係閣僚等による会合の場で取りまとめた「経済活性化のための産業金融機能強化策」においても、「信託会社の中小企業向け融資について公的信用補完制度の対象とするなど、企業が信託会社を活用して資金調達する枠組みを支援する。」とされている。

よって、今後、必要な政令改正を行い、信託会社を信用保険の対象とするとともに、その他の担い手についても、中小企業者への影響にも十分に配慮しつつ、対象とすべきか否かについて検討を進めることが必要。

信用保証協会の業務体制

1. 職員数について

・平成15年度は、5,679人(正規職員のみ、ほか役員232人。)

2. 職員配置

- ・金融危機の前後で大幅に変動。
- ・具体的には、特別保証時では、保証申込件数が急増したため、申込受付や保証審査へ人員をシフト。平成13年度からは、代位弁済の増加に対応するため、回収業務にシフト。
- ・総務、企画、電算、保証部門から、代位弁済、保険関係、回収部門(サービサー含む)にシフト。
- ・期中管理や経営、再生支援に対する取組に遅れがある。

業務機構と人員

(単位:人)

項目 協会名	総務・企画等	電 算 関 係	保 証 部 門	期 中 管 理	代 位 弁 済	保 険 関 係	回 収 部 門	合 計
昭和63年	960.7	332.7	2,278.5	328.5	241.3	128.0	1,314.3	5,584
構成比	17.2%	6.0%	40.8%	5.9%	4.3%	2.3%	23.5%	100.0%
平成5年	1,047.2	322.7	2,626.7	316.6	226.5	120.8	1,256.7	5,917
構成比	17.7%	5.5%	44.4%	5.4%	3.8%	2.0%	21.2%	100.0%
平成10年	1,049.0	300.2	2,713.1	326.7	256.0	124.6	1,255.6	6,025
構成比	17.4%	5.0%	45.0%	5.4%	4.2%	2.1%	20.8%	100.0%
平成15年	792.6	282.7	2,369.9	361.6	301.1	146.3	1,424.8	5,679
構成比	14.0%	5.0%	41.7%	6.4%	5.3%	2.6%	25.1%	100.0%

注：小数点以下については、各部門に跨って勤務する者を小数点にて数えているため。

信用保証協会の人材

1. 信用保証協会の人材

(1) 公的資格等の資格取得者数について

- ・ 約5,700人の協会職員について、中小企業支援に資する公的資格の取得者数は下表のとおり約700人が在籍（平成16年1月現在）。
- ・ 中小企業診断士の取得者は、全国で205名。
- ・ 一部の協会では、経営相談窓口に中小企業診断士を多く割り当て、経営アドバイス提供等の取組を実施しているが、全国的な取組とはなっていない。

公的資格等の資格取得者数について				（単位：人）
中小企業診断士				
商業	工業	情報	コース別なし	合計
92	74	7	32	205
司法書士	税理士	行政書士	不動産 鑑定士	宅建 主任者
5	3	76	1	360
社会保険 労務士	日商簿記 1級			
27	30			

2. 公的資格取得者等協会職員の人材活用事例

公的資格取得者等の主な活用事例は以下のとおり。

【中小企業診断士】

- 保証申込時における、経営相談や企業診断等のアドバイス提供業務。
- 既保証先に対して、企業の資金繰り負担の軽減等に関する相談業務。
- 信用保証に関することのみならず、経営全般に関する相談業務。

【宅建主任者】

- 保証業務における担保物件評価や、回収業務における任意売却時の担保評価。

【司法書士】

- 管理回収業務における、法的手続き申請業務。

【その他】

- 信用保証協会での業務実績を見込まれ各種相談窓口への職員派遣。

(例) 都道府県や市区町村の金融相談窓口等の相談員、都道府県や商工団体等の経営安定特別相談室における商工調停士等。金融経営相談に関する相談窓口へ職員(OB含む)を派遣。

再生支援に対する取組と制約

1. 再生に対する取組

保証協会も、再生支援協議会に参画する等、企業再生について一定の関与は行っているが、その取組は限定的。債権譲渡に実質的に応じていないこと、求償権の管理が硬直的であること等、再生に関して実効性に欠けるとの指摘がある。

2. 再生に係る債権の取扱等の制約

(1) 債権譲渡

政令で、譲渡先を限定(ファンド、サービサー等は一律対象外)。

協会の譲渡承認が必要であるが、協会は譲渡承認に極めて慎重。

(2) 代位弁済の基準

代位弁済は、期限の利益を喪失した後、60～90日程度を経なければ請求できない。

(3) 求償権放棄

現行では、協会は、時効等により法的権利を喪失した等の限定的な場合にしか、求償権放棄というオプションを持ってない運用。

(4) 求償権先に対する新規保証

求償権のある企業に対する新規保証については、法令上は可能であるが、モラルハザード防止の観点から、新規保証の取扱いを、一律行っていない。

【参考1】信用保証協会が有する求償権

52協会全体で、16年度当初時点で、約102万件、約7兆円の求償権を有している。

【参考2】中小企業再生支援協議会との連携実績

- 再生支援協議会による再生計画策定終了案件(平成16年9月現在234社)のうち、協会が関与した案件は96社、保証承諾を行った先は80社。
- また、この他にも、再生支援チームへの参画、条件変更等により再生支援協議会と連携している例はあるが、協会ごとに対応にばらつきが見られる。

・信用保証協会と再生支援協議会の連携状況について

	関与状況	関与内容(複数回答)		
		保証承諾	再生支援 チームに参画	条件変更()
協会ベース	35協会	34協会	8協会	8協会
案件ベース	96社	80社	20社	15社

条件変更については任意回答のため、実際は更に多い可能性がある。
平成16年10月アンケート調査

信用保証協会と民間金融機関の関係

1. 保証形式

○ 原則として100%保証

- ・例外は、売掛債権担保融資保証制度(90%保証)、特定社債保証制度(90%保証)、事業再生保証制度(80%保証)。また、一部の提携保証では、

代位弁済金額に一定の割合を乗じて拋出を求める。

代位弁済率が一定の割合を超えた場合、保証債務残高に応じて拋出を求める。

代位弁済率が一定の割合を超えた場合、その金融機関の取扱を停止する。等

により、責任分担を実施している制度も見られる。拋出形態としては、金融機関等負担金、事務補助金、損失補償等が挙げられる。

- ・他方、CLOについては100%保証で実施されているが、商品設計及び利用者負担の観点から問題がある。

2. 審査形式

○ 審査は協会、金融機関双方で実施

- ・審査については、協会、金融機関が独自に実施。協会は案件数も多いことから、過去に保証を利用したことのある先等については、机上審査のみの場合も多い(この場合、必要情報は金融機関経由で入手)。
- ・金融機関は、保証付き貸出の場合、本部決裁が支店決裁となる等、審査権限を現場に委ねるのが通常。

○ 審査情報の共有は不十分

- ・審査情報の全面的な共有は基本的に行われていない。特に、ネガティブな情報については、保証協会からの問い合わせが無い限り、金融機関側から積極的に開示されることは少ない。
- ・協会の信用審査リスクシステムは、共有がなされていない。一部では、協会審査システムと金融機関の審査システムのマッピングや、CRDを相互利用する等、工夫の動きも見られる。

3 . 期中管理

- ・約定書において、金融機関に対し、保証付き債権もプロパー債権と同等の取扱い・期中管理を求めている。
- ・実際には、金融機関から協会への報告は、担保条件の変更、延滞や不渡り事故等の事故が発生した場合がほとんどであり、売上不振、赤字の発生等の債務者の信用力に大きく関与する情報であっても、協会は報告を求めている。

従って、協会は債務者企業の情報が大きく不足しており、協会側から経営アドバイス等の措置を取ることは難しい状況。

4 . 債権保全

- ・金融機関は、保証付き債権を全額保全されている債権と捉え、プロパー債権の保全を優先する一方で、協会としては、他のプロパー債権と同等の取扱いを求めるため、利害関係が生じる。

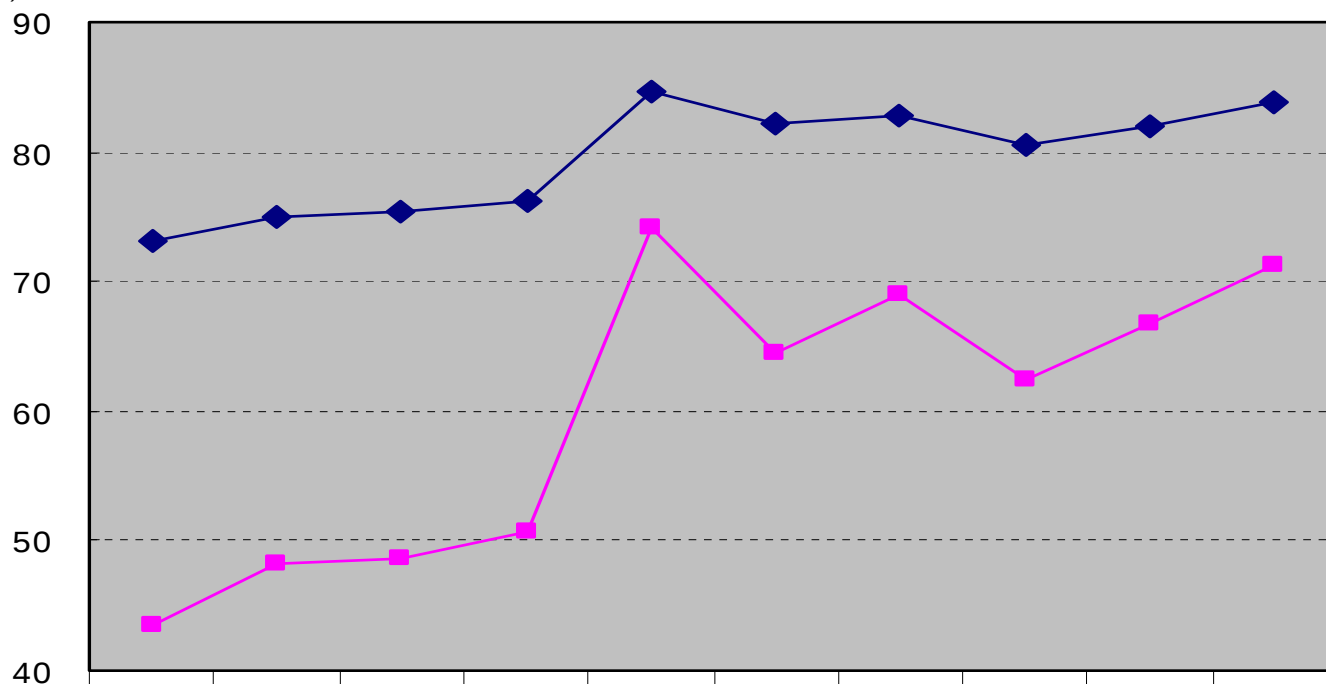
5 . 回収

- ・代位弁済実行後は、協会が中小企業者に対して求償権を保有することになるが、担保処分による回収も含め、求償権の回収は協会が独自に行う。

無担保保証は、平成10年の特別保証の実施、平成12年の無担保保険枠の拡大により、件数も金額も10年間で大幅に増加。件数ベースでは80%超、金額ベースでも70%超が無担保となっている。

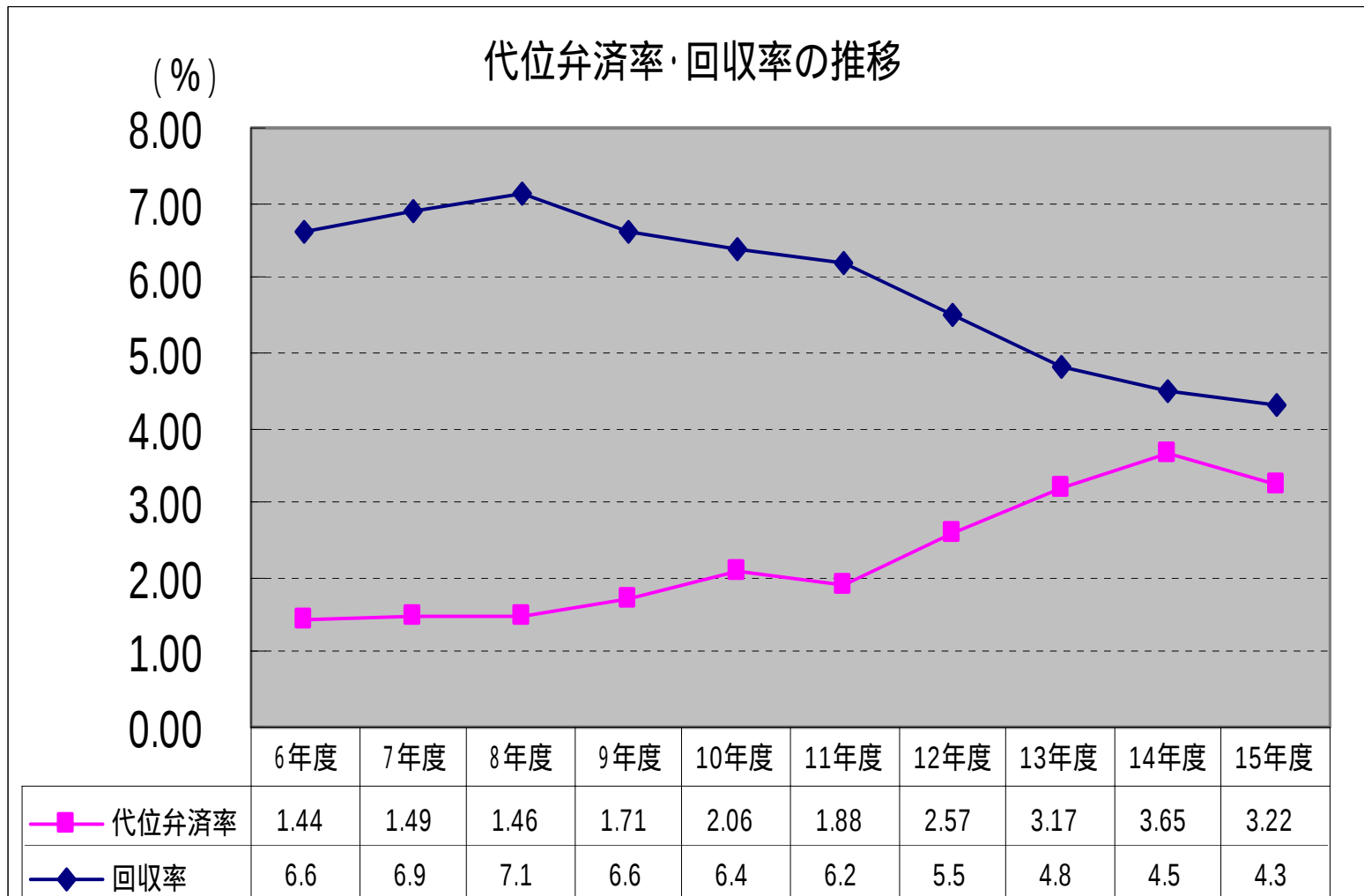
無担保保証承諾構成比の推移

(%)



◆ 件数	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
	73.16	74.91	75.41	76.12	84.55	82.27	82.86	80.61	81.91	83.91
■ 金額	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
	43.52	48.13	48.72	50.65	74.09	64.58	69.00	62.44	66.74	71.35

金融危機の前後で、代位弁済率は約2.2倍に増加し、回収率は無担保保証の増加により、2/3以下へ減少している。

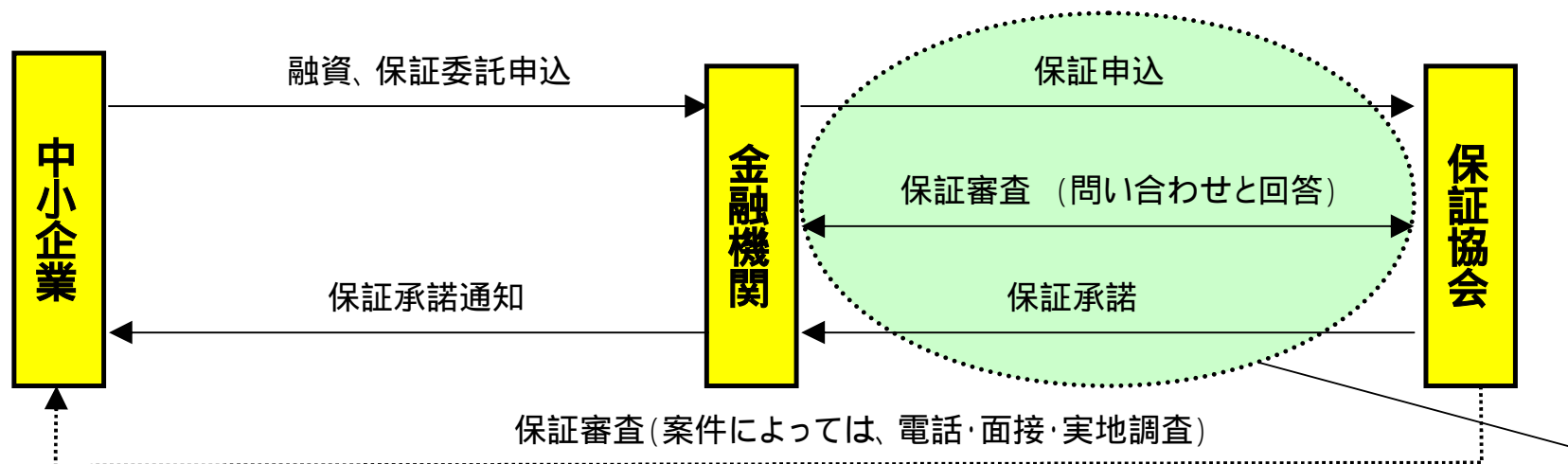


代位弁済率 = 代位弁済額 ÷ 保証債務残高

回収率 = 実際回収 ÷ (期首の求償権残高 + 期中の代位弁済額)

信用保証協会の審査

金融機関経由の場合



【審査期間】

審査期間については、条件、制度、利用頻度、借入人の業況等により様々であるが、所要の資料等を整えて、正式な保証申込を行ってから、

- ・審査の迅速化を狙った提携保証制度では、1～3日。
- ・保証利用実績があり、業況も順調な先については、概ね5,6日程度。
- ・新規先や、業況不振先では実地調査、面接がある為、10日～15日程度。

但し、条件面等の折り合いがつかない場合は1ヶ月超の審査となることもある。

審査の必要書類等

【中小企業提出分】

(概ね共通)

- ・保証委託申込書
- ・決算書(概ね3期分)
- ・商業登記簿謄本(法人)
- ・印鑑証明書

等

【金融機関提出分】

- ・保証依頼書(意見等を記載)
- ・その他、協会の要請に応じて

○ 必要書類に係る問題点と直近の動き

【問題点】

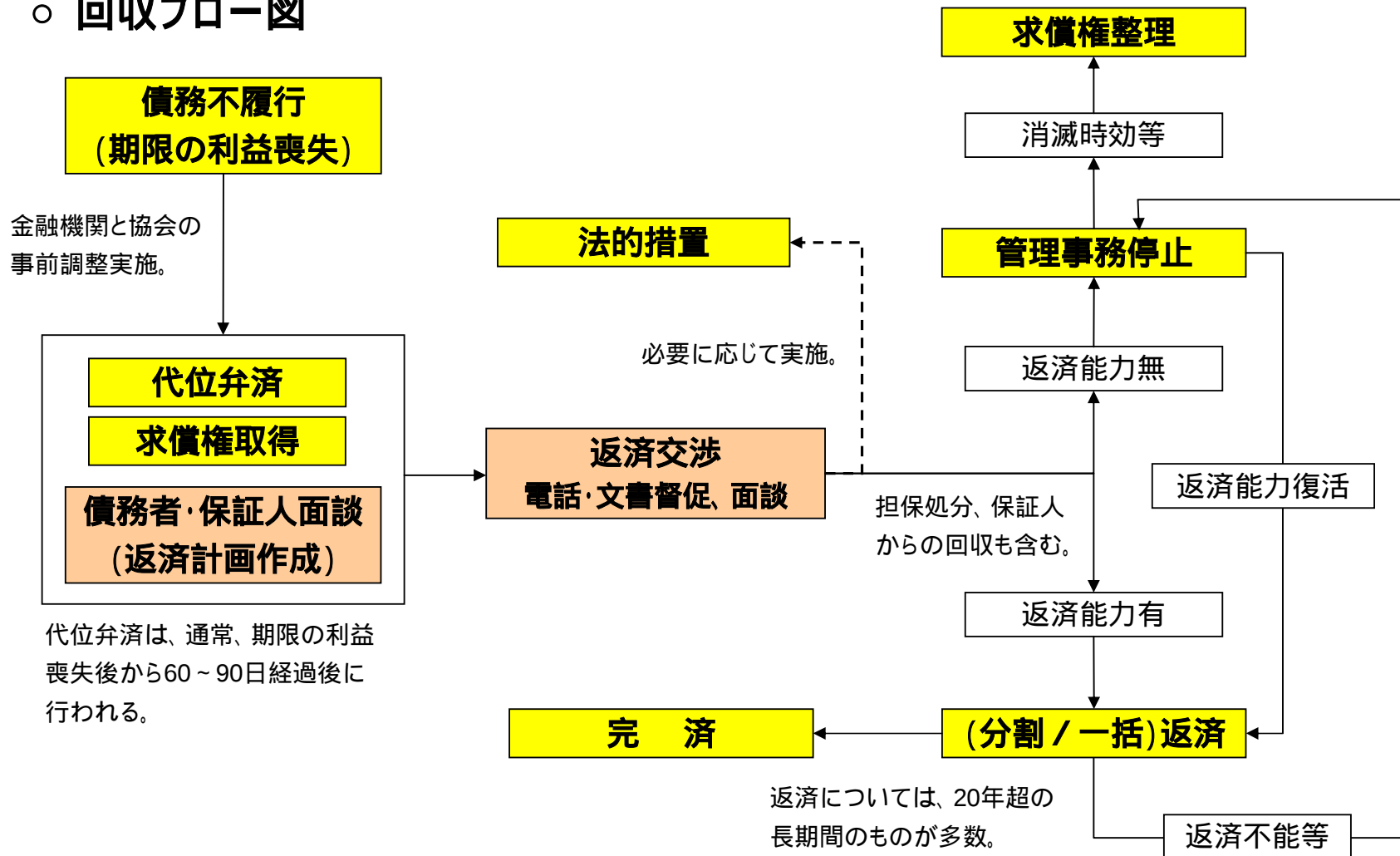
- ・協会の必要書類は、全国的に統一されておらず、また、事務手続きも異なっている。このため、広域金融機関からは統一的な事務ができず、事務コストがかかるという不満があがっている。
- ・中小企業者からは、保証審査を受ける際に提出を要する資料が多いとの不満があがっている。

【直近の動き】

- ・現在、金融機関から協会への申込を電子申請で行うIT化を検討。
- ・また、電子申請に当たり、申込書類の全国統一化についても同時に検討。

信用保証協会の回収

○ 回収フロー図



信用補完業務のシステム化推進

1. システム共同化

・現状、基幹システムは個別の協会が独自で保有しており、非効率な体制となっているが、一部の協会群では、下記事項を目指した、システム共同開発の検討がなされており、今後、この様な動きを全国的に広げることが課題。

新システム導入による業務の効率化。

システム開発・運営費用の削減。

システム関連部門要員を、協会の垣根を越えて集約。効率的な人材配置。

システムに適合させる形で、書類の様式、事務手続きを統一化。

等

2. 保証申込の電子申請化

・現在の保証申込については、全て書面にて行われているが、必要書類の削減、事務処理の迅速化、データの収集及び管理の効率化等を図るため、保証申込の電子申請化を進めることが課題。情報インフラの環境整備が前提となるが、将来的には中小企業者の申込から保険付与までの一貫した電子化を目指すべき。

3. 情報統計のオンライン化

・保証業務における多様な情報について、連合会と全52協会をオンラインで接続する統一情報統計システムを導入し、リアルタイムかつ詳細なデータ収集・分析により、下記事項を達成できる体制に整備することが必要。

中小企業者への情報提供や、協会経営方針策定に資する情報の提供。

保証協会全体の動向やリスク管理と、その分析からの政策提言。

統計部門の負担軽減による適切な人員配置。

等

共同データベース機関とリスク審査モデル

1. データベース概要

- ・金融機関等は、自らの取引先の財務データ等を蓄積しデータベース化している。
- ・一方、リスク審査モデル構築のために統計的なデータが多数必要となる場合等に活用するため、会員が匿名データを持ち寄り、共同信用リスクデータベースを設立している。
- ・主要な共同信用リスクデータベースは下表であるが、この他にも、信金業界においても、共同信用リスクデータ設立が進んでいる。

	C R D	R D B	地銀協 D B
特徴 (共通)	・銀行等会員の既貸先の詳細な財務情報を収録（会員からデータを収集している） ・匿名情報のみ収録（企業の実名データは収集していない） ・データベースの利用者は会員に限定		
特徴 (個別)	・中小・零細企業等（保証協会の保証先中心）のデータ保有。 ・中小企業庁のイニシアティブで構築。	・業態横断的な共有データベース。大手行・地銀等の融資対象先データを保有。 ・民間株式会社により運営。	・地銀協加盟 64 行の融資対象先のデータを保有。 ・地銀協の共同事業。
長所	・大量の中小企業データ（延べ決算書数約480万件）を保有。	・保有データのうち約75%が5期以上の時系列での財務情報を有する。	・会員である地方銀行のポートフォリオを適切に反映。
会員層	保証協会、政府系金融機関、都銀、地銀、第二地銀、信金等 136社（2004年9月末）	都銀、地銀、第二地銀、商社等 43社（2003年3月末）	地方銀行 64行

(注)信用リスクデータベースの今後のあり方に関する調査報告書(ベリングポイント株式会社作成)から抜粋。

2. 共同データベース機関の特徴

- ・データベース機関の機能は大きく二つに分けられる。

企業の財務データを収集・管理・蓄積する機能。

収集されたデータから、PD(予想デフォルト率)を算出する信用リスクモデルを構築するといった、データを活用する機能。

- ・CRDを例とすれば、データ収集機能については、現状の財務データ収集のみから、今後は定性データ、回収データ等も加える、収集データの多様化を目指している。また、データ活用という面では、金融機関への信用リスクモデル提供だけではなく、中小企業者への情報提供(経営自己診断システム:ネット上で自社の財務諸表を入力し、財務状況の評価を受けるシステム)や再生局面の支援システムへの利用等、利用者や利用局面の多様化の方向を目指している。

3. 保証協会の審査モデル活用

保証協会は、審査過程において、審査モデルとしてCRDを利用。その活用方法について以下の通り。

保証料優遇の基準(CRDで一定以上の評価の場合、0.05%の保証料優遇)。全ての協会で実施。

財務評価の判断基準として利用。協会ごとによって、CRDのみの場合、自協会の独自システムとの併用と分かれるが、協会ごとで重視する度合いにはばらつきがある。

一定の基準をクリアした先には、簡易審査とし、審査期間の短縮に利用している協会もある。

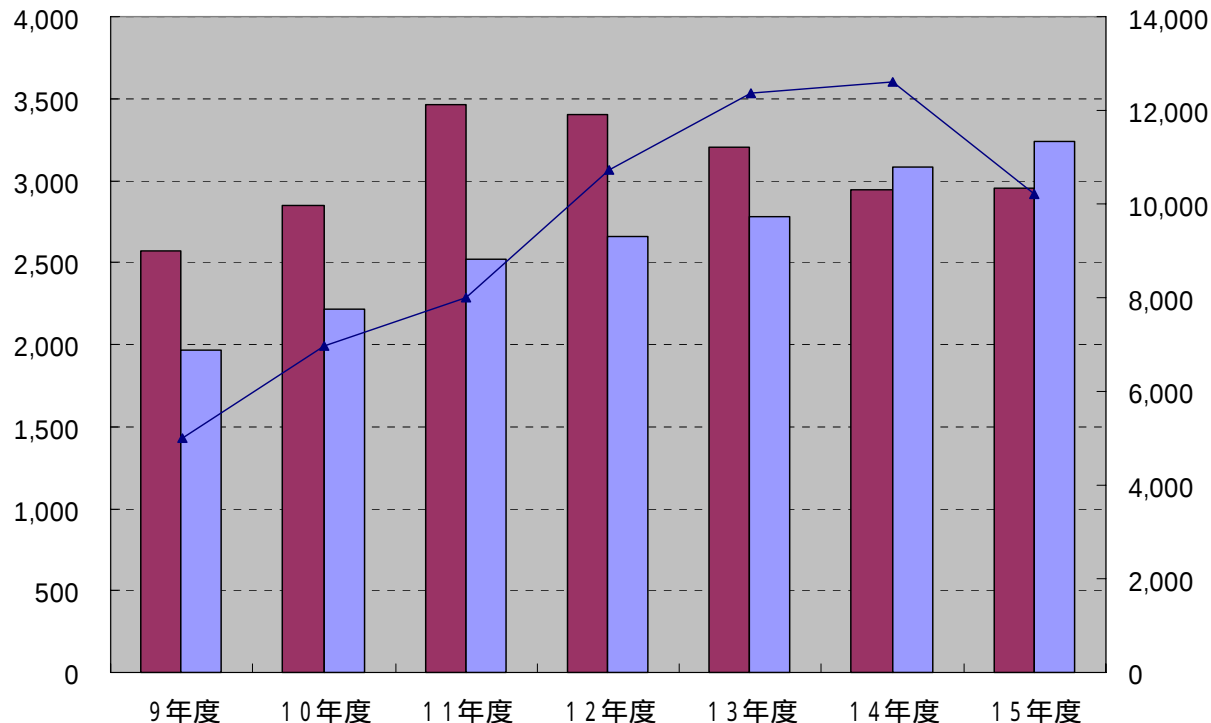
金融機関との提携保証制度における、申込要件として利用している協会もある。

信用補完制度に関する収支状況

信用補完制度の事業収支は、平成14年度まで赤字幅が拡大し続けた。平成15年度は赤字幅が縮小したものの、▲4,030億円の赤字となっており、大幅な赤字構造となっている（これに加えて保険部門・協会の事務費が900億円程度あり）。これには、事故率の漸増、回収率の低下という構造的要因が根底にある。

(単位: 億円)

保証料、回収額、代位弁済額の推移



(単位: 億円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
■ 保証料	2,571	2,846	3,462	3,405	3,204	2,945	2,952
■ 回収額	1,964	2,218	2,516	2,662	2,779	3,085	3,235
▲ 代位弁済額	4,987	6,983	8,010	10,733	12,350	12,604	10,217
収支差額	▲ 452	▲ 1,919	▲ 2,032	▲ 4,666	▲ 6,367	▲ 6,574	▲ 4,030

各協会の状況

(平成15年度)

(単位: 億円)

番号	協会名	保証承諾額	保証債務 残高	浸透率	代位弁済率	回収率	保険負担(注)	収支差額(注) (A)	地公体からの 支援(注)(B)	実質収支 (A) - (B)
1	北海道	4,170	6,567	28.9%	2.2%	5.0%	▲ 32	11.4	9.5	2.0
2	青森	1,901	3,933	30.1%	3.1%	4.1%	▲ 58	▲ 2.4	0.0	▲ 2.4
3	岩手	1,233	2,786	34.9%	1.7%	4.7%	▲ 11	0.3	0.6	▲ 0.2
4	宮城	1,979	3,473	27.4%	3.4%	3.8%	▲ 54	0.2	3.1	▲ 2.9
5	秋田	1,017	1,913	29.3%	2.1%	4.2%	▲ 16	0.1	1.5	▲ 1.4
6	山形	1,450	3,473	38.5%	1.4%	5.3%	▲ 10	0.3	0.0	0.3
7	福島	1,744	2,717	22.6%	2.6%	4.4%	▲ 28	▲ 5.9	0.1	▲ 6.0
8	新潟	2,441	5,198	30.7%	2.5%	4.2%	▲ 51	2.8	5.8	▲ 3.0
9	茨城	4,027	6,610	42.5%	3.2%	4.1%	▲ 94	0.4	3.2	▲ 2.8
10	栃木	2,916	4,616	33.0%	2.2%	3.6%	▲ 30	▲ 3.0	0.8	▲ 3.8
11	群馬	3,512	6,104	39.5%	3.2%	3.0%	▲ 92	▲ 3.4	4.7	▲ 8.0
12	埼玉	5,900	12,220	34.3%	3.3%	4.2%	▲ 173	7.5	17.3	▲ 9.6
13	千葉	5,943	8,316	32.0%	4.1%	3.8%	▲ 174	▲ 6.2	8.8	▲ 14.2
14	東京	17,036	45,829	50.3%	3.7%	4.8%	▲ 880	76.8	120.2	▲ 43.3
15	神奈川	4,814	10,827	29.6%	3.8%	4.2%	▲ 203	0.3	0.2	0.0
16	横浜市	2,270	5,234		3.4%	3.4%	▲ 86	0.1	2.7	▲ 2.6
17	川崎市	869	2,040		3.1%	3.6%	▲ 28	1.4	0.0	1.4
18	山梨	1,200	2,284	37.7%	4.1%	4.8%	▲ 43	▲ 2.1	1.5	▲ 3.5
19	長野	3,479	6,171	40.2%	2.3%	4.0%	▲ 52	▲ 0.2	0.0	▲ 0.2
20	静岡	7,737	16,738	43.9%	2.2%	6.4%	▲ 132	15.2	1.9	13.3

(注)・上記表の数値については、暫定的なもの(現在精査中)。

- ・「保険負担」とは、保険収支への依存度であり、支払保険料 + 回収納付金 - 受取保険金にて算出。
- ・「収支差額」とは、協会の決算書上の数値で、概ね 保証料 + 預金・有価証券運用益 - 業務費 - 支払保険料 + 償却求償権回収金 - 求償権償却 + 安定化基金取崩額によって算出。
- ・「地公体からの支援」とは、代位弁済等による損失や業務費を補うために行う財政支援額の合計。
- ・端数については、四捨五入表示しているため、表示数値と計算上の数値が異なる箇所がある。

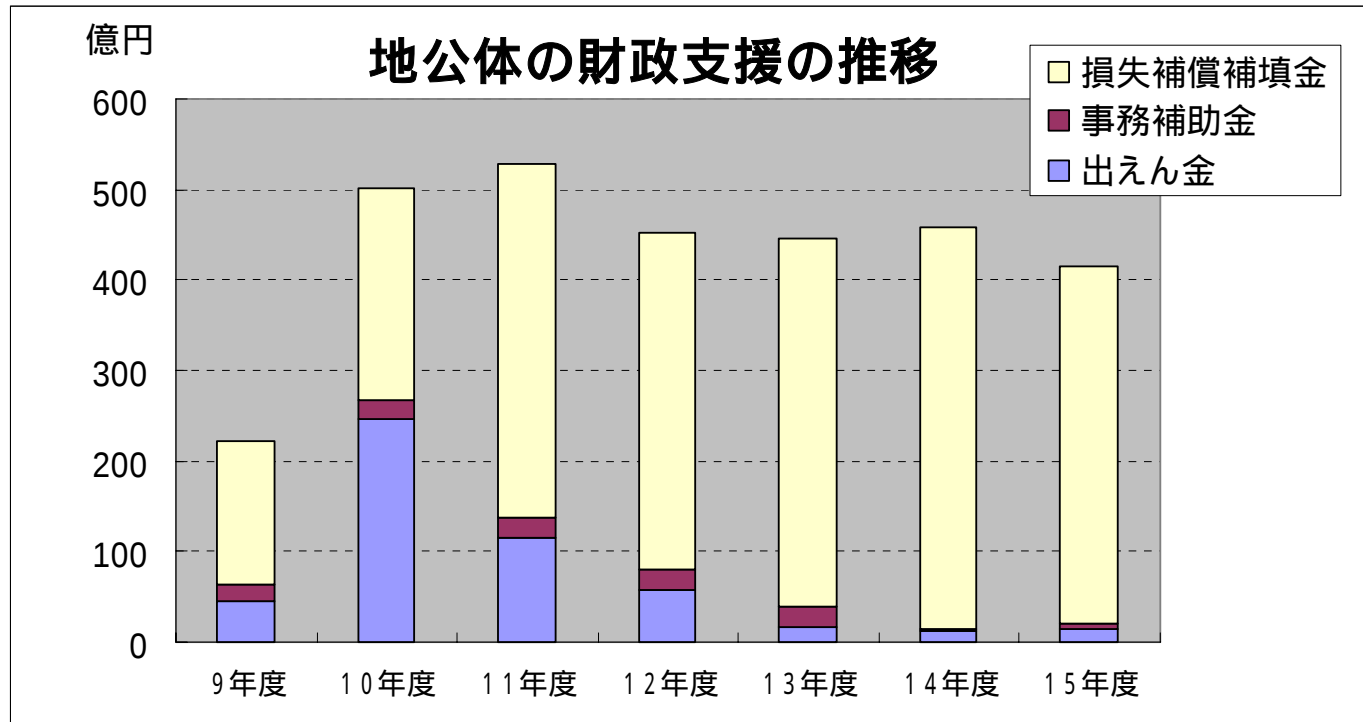
(単位:億円)

番号	協会名	保証承諾額	保証債務 残高	浸透率 (%)	代位弁済率 (%)	回収率 (%)	保険負担(注)	収支差額(注) (A)	地公体からの 支援(注)(B)	実質収支 (A)-(B)
21	愛知	10,514	18,333	40.9%	2.2%	5.8%	▲ 127	8.0	2.3	5.7
22	名古屋市	3,404	6,592	/	3.3%	5.0%	▲ 83	▲ 4.5	0.7	▲ 5.2
23	岐阜県	2,362	4,961		2.2%	4.6%	▲ 38	▲ 0.8	1.5	▲ 2.3
24	岐阜市	556	972	/	2.3%	5.1%	▲ 9	0.0	0.0	0.0
25	三重	2,449	4,437		3.1%	4.4%	▲ 74	0.2	0.0	0.2
26	富山	1,509	3,029	39.6%	2.0%	4.1%	▲ 20	1.6	1.6	▲ 0.1
27	石川	2,010	4,219	36.5%	2.8%	4.2%	▲ 48	0.4	3.5	0.3
28	福井	1,343	3,168	33.1%	2.3%	4.1%	▲ 35	0.2	0.3	▲ 0.0
29	滋賀	1,476	3,028	47.5%	1.8%	7.4%	▲ 15	4.0	2.4	1.6
30	京都	4,888	7,921	37.9%	2.5%	7.2%	▲ 35	17.7	4.9	12.9
31	大阪府	9,741	24,443	34.1%	5.4%	3.4%	▲ 707	▲ 52.2	41.7	▲ 93.8
32	大阪市	2,427	7,060	/	6.0%	3.9%	▲ 178	▲ 37.4	116.4	▲ 153.8
33	兵庫	5,517	13,623		4.1%	4.3%	▲ 259	▲ 8.8	18.6	▲ 27.4
34	奈良	1,735	3,035	49.8%	2.4%	7.0%	▲ 24	0.2	0.6	▲ 0.4
35	和歌山	1,498	3,003	40.1%	2.8%	6.9%	▲ 23	▲ 1.6	1.1	▲ 2.7
36	鳥取	776	1,652	44.6%	2.6%	5.8%	▲ 17	0.4	0.2	0.2
37	島根	806	2,000	38.8%	1.5%	9.4%	▲ 1	1.6	1.8	▲ 0.2
38	岡山	1,866	3,440	35.0%	1.5%	6.0%	▲ 2	3.3	1.1	2.2
39	広島	3,097	5,173	38.8%	2.9%	6.2%	▲ 50	0.4	2.2	▲ 1.8
40	山口	1,426	2,991	33.8%	3.0%	5.9%	▲ 37	3.7	1.8	1.9
41	香川	1,097	1,628	30.9%	2.1%	4.2%	▲ 4	▲ 1.3	0.0	▲ 1.3
42	徳島	805	1,587	36.3%	2.9%	6.8%	▲ 14	▲ 3.8	0.0	▲ 3.8
43	高知	714	1,497	31.8%	2.2%	5.3%	▲ 9	0.7	0.1	0.7
44	愛媛	1,260	2,166	30.6%	1.6%	5.2%	▲ 5	1.6	0.0	1.6
45	福岡	5,346	10,470	46.4%	2.9%	5.2%	▲ 136	8.8	9.4	▲ 0.7
46	佐賀	632	1,406	47.7%	4.6%	3.2%	▲ 37	▲ 2.5	1.0	▲ 3.5
47	長崎	1,666	2,721	30.3%	2.1%	4.6%	▲ 9	▲ 3.5	1.3	▲ 4.8
48	熊本	1,593	2,886	34.4%	2.1%	5.3%	▲ 18	5.2	1.9	3.3
49	大分	1,351	2,092	28.4%	1.2%	4.6%	▲ 1	0.1	0.1	0.0
50	宮崎	709	1,284	25.7%	2.5%	4.1%	▲ 8	0.9	0.3	0.6
51	鹿児島	822	1,623	23.3%	1.4%	5.9%	▲ 3	1.0	0.2	0.9
52	沖縄	932	1,533	20.1%	5.4%	4.4%	▲ 48	▲ 11.7	1.5	▲ 13.1
合計		151,965	311,022	-	-	-	▲ 4,324	25.7	400.4	▲ 369.8

地方公共団体の財政援助

平成10年度以降、地公体の財政援助総額は、ほぼ横ばいで推移。

出えん金は減少傾向。主に、損失補償補填金ヘシフト。



(単位：億円)

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
出えん金	46	246	115	58	17	13	15
事務補助金	17	21	22	21	22	2	5
損失補償補填金	158	235	391	373	407	444	395
合計	221	501	528	452	446	459	415

保険収支の推移と国の関与

- ・平成15年度の保険収支は、セーフティネット保証、特別保証分を除いても、▲1,793億円と大幅な赤字決算。
- ・中小企業信用保険準備基金の15年度末の残高は、592億円と危機的な水準。

中小企業金融公庫（信用保険部門）の決算推移

（単位：億円）

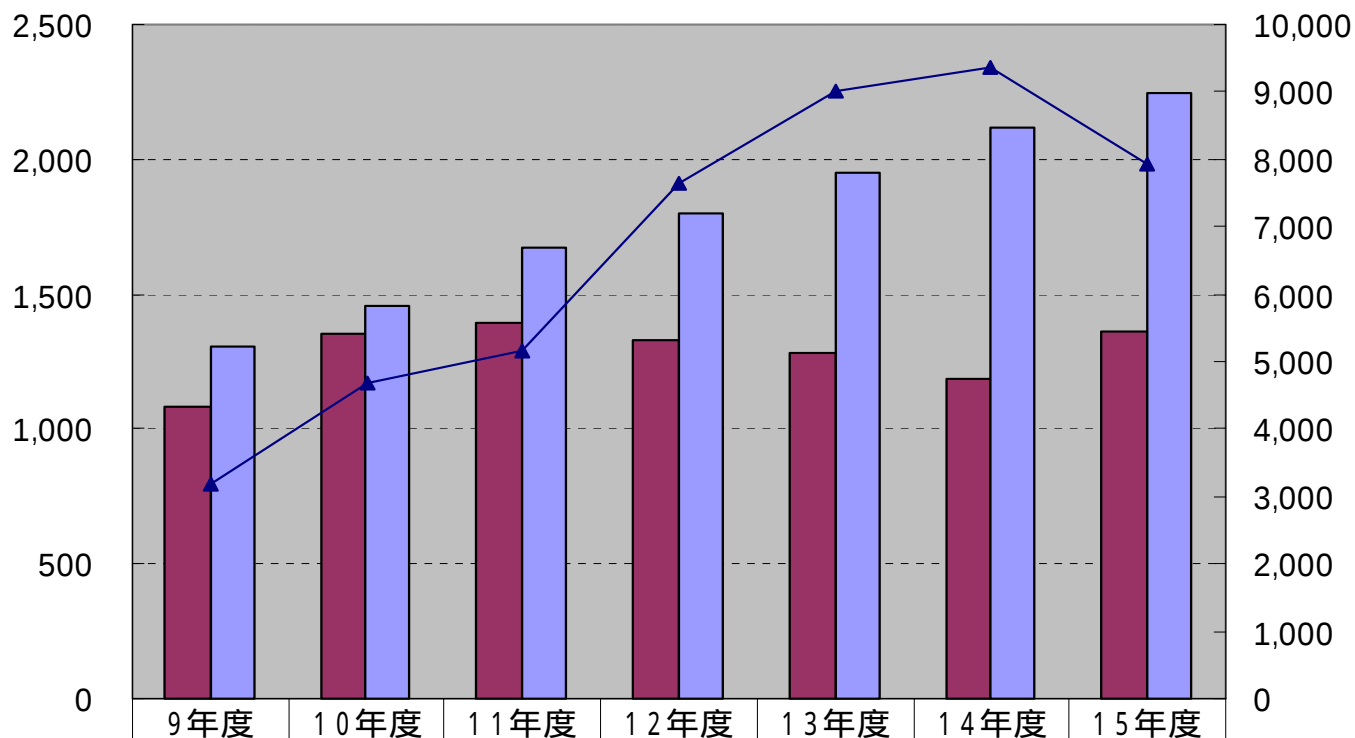
		9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
保 險 収 支	一 般 保 証	▲ 804	▲ 2,135	▲ 1,277	▲ 1,773	▲ 2,205	▲ 2,524	▲ 1,793
	セーフティネット保証	-	-	-	▲ 123	▲ 129	▲ 125	▲ 213
	特 別 保 証	-	252	▲ 817	▲ 2,609	▲ 3,463	▲ 3,399	▲ 2,318
計		▲ 804	▲ 1,883	▲ 2,093	▲ 4,504	▲ 5,796	▲ 6,048	▲ 4,324
政 府 出 資 金		182	3,298	3,365	5,988	1,698	4,038	972
信用保険準備基金残高		3,924	7,223	8,747	10,009	5,754	3,713	592
融 資 基 金 残 高		7,477	7,477	7,477	7,477	7,477	7,473	7,468

（注）政府出資金は、昭和40年代は50億円程度、昭和50年代は300～400億円程度、平成に入ってから、100～200億円程度で推移。

保険料収納は近年漸減傾向にあったが、15年度は増加。回収金納付は一貫して増加。
一方、保険金支払額は近年増加傾向にあったが、15年度は減少。

保険料収納、回収金納付、保険金支払の推移

(単位: 億円)



■ 保険料収納	1,084	1,355	1,394	1,332	1,284	1,184	1,360
■ 回収金納付	1,304	1,454	1,672	1,802	1,947	2,121	2,245
▲ 保険金支払	3,193	4,692	5,160	7,639	9,027	9,353	7,929

諸外国の保証制度との比較

	日本	米国	ドイツ	韓国
実施機関	信用保証協会 / 中小企業金融公庫	中小企業庁 (SBA)	保証銀行	韓国信用保証基金 (KCGF)
保証限度額等	保証限度額 2億8千万円 * セーフティネット保証等、 保証限度額が別枠となる 保証制度あり	融資限度額 200万ドル (約2億円) 保証限度額 100万ドル (約1億円)	保証限度額 75万ユーロ (約1億円)	保証限度額 ・一般信用保証 30億ウォン (約3億円) ・特別信用保証 制度により異なる
保証割合	原則100%保証 (一部、部分保証の制度 あり)	融資額15万ドル以下 85%以下 融資額15万ドル超 75%以下	原則、融資額の80%以下 * 実際は、保証銀行と金融機 関の合意により50~80%の 範囲内で設定	新規保証 70%~85% 借換保証 90%
保証料等	保証料 (年率) 有担保保証: 1.25% 無担保保証: 1.35%	保証料 融資額15万ドル以下: 2% 同70万ドル以下: 3% 同70万ドル超: 3.5% 加えて、 保証利用料 (年率) 保証債務残高の0.5%	保証料 (年率) 保証債務残高の1% 加えて、 事務処理手数料 保証金額の1%	保証料 (年率) 信用格付に応じて、 保証債務残高の0.5~2.0 %まで
備 考	保証協会の行う保証に ついて中小公庫が保険 引受 (70%~80%負担)		保証銀行に対する再保証あ り (国39%、各州26%。但し、 旧東独地域は国・州が80% を再保証。)。	他に技術保証を主体にKC GF同様の業務を行う韓国 技術信用保証基金等あり

○ 検討課題

1. 利用者ニーズを踏まえた信用補完制度の運営のあり方

- (1) 経営・再生支援に対する抜本的な取組強化
- (2) 不動産担保や保証人に依存しない融資の拡充
- (3) 保証申込のIT化やリスク審査モデルの活用による保証手続きの効率化
- (4) 担い手の多様化

2. 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立

- (1) 中小企業者の状況や金融機関の利用実績等の考慮
- (2) 保険と保証との適正な負担

3. 責任分担の明確化など、国、地公体、金融機関等の関与のあり方

- (1) 保証協会ごとの経営計画の策定・公表による、責任ある協会運営の推進。
- (2) 保証協会の運営基盤を支える地公体と、政策推進の観点から支援を行う国との役割分担の明確化
- (3) 金融機関と保証協会との責任分担・協調体制の強化